

在籍型出向促進助成金のご案内

令和6年10月改正 ▶ 支給額を実費から定額支給としました。

石川県及びILAC(いしかわ就職・定住総合サポートセンター)では、令和6年能登半島地震発災後に、従業員の雇用維持を図るため、在籍型出向を実施した出向元事業者を支援します。

申請期間

令和6年7月1日(月)～令和7年2月28日(金)

対象事業者

地震発災前から石川県内(野々市市、川北町を除く)に事業所を有している**在籍型出向の出向元事業者**

主な要件

※要件の詳細は募集要領や支給要綱でご確認ください。

- 地震発災後に締結した**出向契約に基づき行われた、出向期間が1か月以上の在籍型出向**であること。
- 出向労働者が、**令和6年1月1日時点で出向元事業所で就労**しており、**雇用保険の被保険者**であること。

支給額

出向労働者1名あたり:**10万円**

1事業者あたりの支給上限額:**100万円**



募集要領・支給要綱や申請書類等はこちらからご確認ください→

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/roudou/ilacnoto/zaisekijyosei.html>

本助成金は、令和6年1月1日に遡及適用されます

支給までの流れ

出向先事業所の選定

※自社で選定ができない場合は、(公財)産業雇用安定センター 石川事務所
(TEL 076-261-6047)などにご相談ください(無料)

出向先事業所と出向人数、賃金等費用分担、労働条件等の協議

※必要に応じて、社会保険労務士、(公財)産業雇用安定センターなどに相談

出向契約書の提出

出向の準備

※出向労働者への説明、同意の取付出向に必要な打合せ、職場見学、業務説明会、教育訓練の実施

出向元事業者 助成金支給申請

助成金申請書類審査

支給決定通知書発出
指定口座への振込

不支給決定通知書発出

支給申請に必要な書類

- ①在籍型出向促進助成金支給申請書(様式第1号)
- ②在籍型出向促進助成金 出向に係る本人同意書(様式第2号)
- ③在籍型出向促進助成金支給要件確認申立書(様式第3号)
- ④在籍型出向促進助成金請求書(様式第4号)
- ⑤出向労働者にかかる出向契約書の写し
- ⑥出向労働者にかかる、申請日時点で有効な雇用保険被保険者証の写し等

※必要な書類の詳細は募集要領や交付要綱でご確認いただき
ご不明な点等ございましたら、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

石川県 商工労働部 労働企画課

076-225-1672
076-225-1532